

不燃コンテナに 入れるものは

不燃物として不燃コンテナに入れるものは、基本的には缶・ガラス類、陶磁器類、金属類（小物）です。白いビニール袋に入れたまま出していませんか？燃えないごみは、必ず袋等から出してください。

ビールびん、一升びん（茶色）の繰り返し使えるびんが、コンテナの中に出されている場合があります。このようなびんは、販売店や廃品回収に出しましょう。

危険物や有害物の中身が入っているものは、絶対に出さないでください。



ビニール袋、粗大ごみが
出されている不燃コンテナ

減らない不法投棄



不法投棄をしている現場を見たり、不審な車がいた等ありましたら、建設課生活環境係まで連絡してください。

町では、県、警察と連携して不法投棄のバトルロールを実施しています。近年、不法投棄は増加しています。小規模の不法投棄がほとんどですが、テレビ、冷蔵庫などの電化製品が上位を占めています。平成13年4月1日から「家電リサイクル法」が施行されました。不要となった製品は購入したときの小売店、または、買い替えのときの販売店に引き取ってもらいましょう。（その際に、リサイクル料金を添えて引き取ってもらうことが義務づけられています。）

不法投棄されない環境作りも大切です。個人の所有地はごみを定期的に拾ったり、見回りをするなどして不法投棄されにくい環境に努めましょう。

生ごみ処理機 購入に補助

町では、生ごみ堆肥処理器及び電気生ごみ処理機の購入に対して購入費の一部を補助する制度を設けています。

補助額 1基あたり購入金額の2分の1以内です。（生ごみ堆肥処理器は2000円、電気生ごみ処理機は15000円を限度）

申請方法 購入された領収書と印鑑を持参の上、建設課生活環境係に申請してください。

お問い合わせ・連絡先
建設課 生活環境係

62 9114
(有)9114

水害の季節到来!! 水防訓練実施

6月12日、上蔦木堤防にて町の水防訓練が行なわれました。水害の発生、または発生の際がある時には、水防団として町消防団員が水防活動にあたります。

この日は、水防団（消防団）と町水防本部員107名が参加し、県から招いた3名の講師から、土嚢積みや牛柵、木流し、蛇籠作りの指導を受けました。



牛柵は、豪雨等により増水した河川の流れを安全な方向に変えるための工法（道具）ですが、激流の中での設置は大変危険な作業です。（昔は命綱をつけて行なっていました。）

水防団の皆さんには、万が一の水害発生に備えて、万全の体制づくりをお願いします。

製作した牛柵を釜無川左岸に設置する訓練